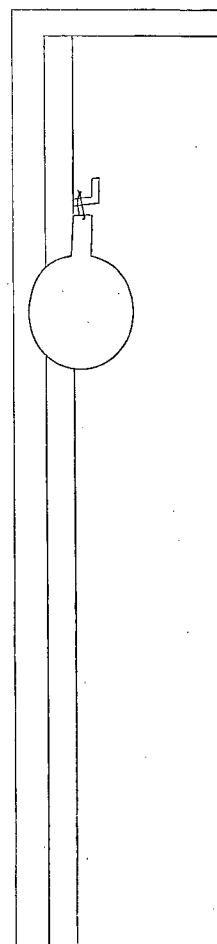


ナル物ナリ、

〔御飾記〕



〔槐記〕享保十一年六月廿四日、參候、千金方ノ客忤門ニ銅鏡鼻ト云モノアリ、何物タルヲ知ラズ、本草類ヲ考ヘテモ不分明、モシ鏡ノ柄ナドノコトニヤト窺フ、仰ニ、鏡ノ柄アルハ手鏡ト云、柄ノコトニハアルベカラズト仰ラル、

〔歷世女裝考一〕柄鏡

下野國都賀郡西見野村長光寺の境内に山あり、里人長光山といふ、山の麓に澤あり、菊が澤といふ、明和四年丁亥正月廿八日、長光山の裾霖雨の爲に崩れ、かの菊が澤より堀出したるもの、銅の塔高さ七寸内に觀世音を安置す、柄鏡一面、中さて、件の柄鏡の陰に、不二行者授翁とあるは、すなはち藤房卿なり、世を遁れ玉ひて、此地に隠れおはせし事は、日蔭草といふ草子に見えたり、略 圖

以用法爲名

〔歷世女裝考一〕柄鏡

古き柄つきのかゞみは、みなちひさし、これをば髻鏡略といひ、中佐夜中山集寛文四年若き時持ものとしてやびんかゞみ、附句伽羅の油もかくし女房、

〔義經記五〕判官よし野山に入給ふ事

判官略中、まづかを召て仰せけるは、略中、たゞ都へ上り給へと仰せられければ、共、御ひざの上にかほをあて、聲を立てぞなきふしける、侍共も是を見て、皆袂をぞぬらしける、判官びんのかゞみを